

慶應義塾大学教育ローン制度について

慶應義塾大学には、複数の金融機関と提携した「慶應義塾大学教育ローン制度」が用意されています。本制度を利用して、提携金融機関から学校納付金（授業料等の学費およびその他の経費）を借り入れることができます。既に何らかの奨学金を受給している学生や、申請条件に合わず奨学金を受給できずにいる学生も、この制度を利用することができますので、必要に応じて利用を検討してください。

※在学中に支払った利息を大学が奨学金として年1回給付する「奨学給付制度」は2015年度をもって新規の募集を終了しました。2016年度以降に実行する融資に対しては適用されません。

■ 留意点

- ・ 申し込みは直接提携金融機関で行ってください。（銀行のローンに申し込む場合には、まず「慶應義塾大学教育ローンについて」と各銀行の窓口に出してください。）
- ・ 前学期までの学費が未納の場合は当制度を利用することができません。
- ・ 金融機関での審査により融資を受けられない（利用ができない）場合がありますので、注意してください。
- ・ 入学辞退または中途退学をする場合は本制度を利用することはできません。退学時点で既に本制度を利用している場合は、直ちに各金融機関に連絡が必要です。

<在学生の方>

- ・ 申込から審査・契約・融資実行まで一定期間（スルガ銀行の場合1～2週間程度）要します。大学での学費納入期限に間に合うようゆとりをもって申し込み手続きを行ってください。融資実行日が学費納入期限に間に合わない場合は、在籍キャンパスの奨学金担当窓口で授業料等延納申請手続きを行ってください。

<入学予定の方>

- ・ 申込から審査・契約・融資実行まで一定期間（スルガ銀行の場合1～2週間程度）要します。大学での入学手続期間に間に合うようゆとりをもって申し込み手続きを行ってください。融資実行日が入学手続期間に間に合わなかった場合、入学手続が完了しなかったこととなります。予め入学手続期間を金融機関に提示するなど、十分ご注意ください。また、融資が実行されても大学での入学手続期間内に入学手続きをしない場合は、入学できません。

スルガ銀行

利用者（申込者）	慶應義塾大学（学部・大学院）在学生または、入学を許可された者（外国人留学生、通信教育課程学生を除く）あるいは在学生または、入学を許可された者の親権者 ※申込者が未成年者本人の場合は、親権者全員または法定代理人の同意が得られる者。
融資金使途	慶應義塾大学に納付する入学金・授業料等の学費およびその他の費用
融資額	1回あたりの融資額は、学校納付金の学期ごとの分納金額の範囲内で、原則10万円以上
在学中の総融資限度額	① 医学部・医学研究科・薬学部薬学科・薬学研究科薬学専攻、経営管理研究科修士課程経営管理専攻 Executive MBA プログラム 1,500万円以内 ② ①以外の学部、研究科 500万円以内
融資期間	・学部：1年以上14年以内（1ヶ月単位） ・大学院：1年以上10年以内（1ヶ月単位） ※在学期間中2回目以降の融資は、初回融資契約時に設定した融資期間を適用。
利率	変動金利型 年2.9%（2022年1月17日現在） ※融資期間中、年2回金利を見直します。 ※最新の利率は銀行担当者に問い合わせてください。
担保・保証 団体信用保険	担保不要。指定の保証会社の保証を利用。連帯保証人が必要。 指定の団体信用生命保険に加入（保険料は銀行負担）
返済方法 元金返済据置	元利均等返済 ※在学期間中は、元金返済据置（据置期間は、原則初回融資学年から最短修業年限内）
申込方法	学生本人と連帯保証人・親（学生が未成年の場合親権者）が金融機関に直接来店し、手続き所定の印紙代が必要 入学前申請は分納分の金額で手続きを行ってください。 ※遠方にお住まいの方や状況に応じて、リモートでの受付手続きにも対応致します。ただし、契約時は来店が必要になりますので予めご了承ください。
申込必要書類	① 学生に関する本人確認資料及び在学確認資料・合格確認資料 ② （申込者が親権者の場合）申込者の方の本人確認資料および年収が確認できる資料 ③ （連帯保証人を要する場合）連帯保証人の方の本人確認資料および年収が確認できる資料 ④ （申込者が未成年者本人の場合）親権者または法定代理人の方の本人確認資料および学生との関係がわかる資料 ⑤ 学校納付金の振込用紙（原本） ⑥ 印鑑
取扱店	スルガ銀行 横浜日吉・湘南台支店
問い合わせ先	（統括店）横浜日吉支店：TEL045-562-1191

慶應義塾大学学生部福利厚生支援